

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和 7 年 4 月 18 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
愛知県津島市牛田町字天越 34	田	2 9 4	猪飼義己令和 5 年 9 月 2 日死亡。相続人である猪飼大祐、早川圭は相続放棄申述受理されている。
愛知県津島市牛田町字天越 61	田	2, 1 2 0	
愛知県津島市牛田町字天越 67	田	1, 0 7 4	
愛知県津島市牛田町字角田 2-1	田	3 8 9	
愛知県津島市牛田町字杵先 3	田	7 6 4	
愛知県津島市牛田町字化粧院 16	田	3 7 7	
愛知県津島市牛田町字天越 30	田	5 6 1	
愛知県津島市牛田町字天越 60	田	5 6 8	
愛知県津島市牛田町字天越 29	畑	1 8 3	
計 9 筆		6, 3 3 0	

2 農地の利用の現況

地権者相続人の相続放棄により耕作の事業に従事する者が不在となった農地

3 利用計画の内容の詳細

稲作

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 7 年 8 月 1 日	1 0 年 (令和 1 7 年 7 月 3 1 日)	6,148 円 (年額)

5 その他参考となる事項

特になし。